

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（701））
2. 日 時：平成30年2月23日 15時00分～17時15分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関根技術研究調査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他7名

東北電力株式会社：原子力部（原子力運営） 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部設備技術グループ 担当 他1名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 保守計画課 主任

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち、使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないこと等について、説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書関係】

○未臨界性評価の条件について、燃料条件、ラックピッチ条件などの個々の評価条件を厳しい設定とすることで、評価全体として厳しい評価になっていることを説明すること。

○無限増倍率を1.3としている設定の根拠について、詳細に説明すること。

○評価に用いるSCALEコードのベンチマーク解析について、解析した試験条件と実機条件との関係性について説明すること。

【使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書】

○使用済燃料プールの線量率と水位の関係において、制御棒貯蔵ハンガ、制御棒貯蔵ラック、使用済燃料の線量率への寄与度が分かるように整理して、提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書
- ・使用済燃料貯蔵層の冷却能力に関する説明書

- ・ 使用済燃料貯蔵層の水深の遮蔽能力に関する説明書
- ・ 東海第二発電所 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が
臨界に達しないことに関する説明書に係る補足説明資料